

令和7年度第1回定期監査報告書

1 実施した監査

鹿嶋市監査基準第3条第1項第1号で規定する財務監査

2 監査実施日 令和7年5月28日から5月29日まで

3 監査対象部 教育委員会事務局の各課、出先機関及び教育機関

4 監査対象期間 令和6年4月から令和7年3月まで

5 監査の評価項目

対象期間における契約や補助金などの財務に関する事務、出勤簿を基にした労務管理及び備品管理などが、関係法令等に則り適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

6 提出書類

【全所属】(該当しないものは除く)

- (1) 出勤簿・年次休暇カード・時間外勤務命令簿・特殊勤務命令簿・旅行命令簿
 - ・勤休管理システム以外で管理している会計年度任用職員
 - ・上記以外は勤休管理システムで確認した。
- (2) 旅行復命書
- (3) 契約関係書類一式・工事、委託事業等の写真
- (4) 補助金等交付申請書・同実績報告書・同交付要綱
- (5) 郵便切手、はがき、レターパック等の受払簿
- (6) 指摘事項に関する調書
- (7) 前回監査結果の改善措置状況

【施設を管理している部署】(該当しないものは除く)

- (8) 空気環境等測定報告書、水質の検査報告書、ねずみ昆虫等の防除等報告書
- (9) 消防設備保守点検報告書
- (10) 給水設備(受水槽)清掃報告書
- (11) 净化槽保守点検報告書
- (12) 排水設備(浄化槽)点検報告書
- (13) 昇降機(エレベーター)点検報告書
- (14) 給食センター等設備点検報告書(ボイラー・圧力容器・冷凍庫)
- (15) 自家用電気工作物(キュービクル)保守点検報告書

7 監査の結果

財務に関する事務執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の事務処理において、執行手続きの誤りや改善が必要と思われる事項が確認された。これらについては、指摘の内容を十分に精査し、改善策を講ずるなどして対策を行い、今後は適正な事務の執行に努めること。

改善、検討を要する事項は次のとおりである。

（1）契約事務について

契約に関する事務において、指定管理料の増額分を管理協定の変更ではなく別の契約により不適切に支払ったもの、変更契約の支出負担行為が適切な時期に行われていないもの、委託料の確定通知書の発出が契約書で定められているにも関わらず通知していないもの、契約書や仕様書に問題があり整理が必要と思われるものなどが確認できた。

この中には契約内容や関連条例等の理解不足が原因と思われる事例もあることから、契約の締結においては業務内容を適切に仕様に定めた上で、事務執行は契約内容や関連条例等を確実に遵守して実施すること。

（2）勤休管理について

電子化されていない一部の出勤簿・休暇簿等において、休暇申請がないまま休暇を取得しているものや、費用弁償を出勤日より多く支給しているものが確認できた。休暇日数や報酬等に関する事務は、細心の注意をもって正確な処理を行うこと。

8 監査の結果の個別指摘事項

リスクの大きさに応じ、リスク高、リスク中に分けて個別指摘を行う。リスク高にあたる事項については、次年度の定期監査において改善措置状況を報告するものとする。

（1）リスク高にあたる改善等注意事項

リスク高として指摘する事項は以下のとおりである。

ア 社会教育課

指定管理により運営される児童クラブの支援員待遇改善に関する追加の支払いについて、本来は指定管理協定の変更により支出すべきところ、別の業務委託として契約する不適切な方法で支出している。

（2）リスク中にあたる改善等注意事項

リスク中として指摘する事項は以下のとおりである。

ア 中央図書館

会計年度任用職員の勤務において、休暇簿で休暇申請されていないにも関わらず、出勤簿では休暇扱いとなっている。

イ 学校給食センター

物品購入契約において、決議書、見積通知起案、予定価格書の専決区分誤り。（100万円以上300万円未満は次長ではなく部長専決）

ウ 教育指導課

①学校勤務の会計年度任用職員において、出勤日数に対し1日分多く費用弁償を支給している。

②デジタル教科書の購入として消耗品費から支出しているが、内容は1年間のライセンス契約であり、使用料及び賃借料からの支出が適切。

エ 総務就学課

ノートパソコンの保守業務委託において、仕様書では年度末までに修理端末の返却を求めており、返却が行われないまま業務完了報告書が提出され、委託料を支出している。仕様書や検査、精算方法などの整理が必要。

オ 社会教育課

10万円以上50万円未満の物品購入契約においては、請書を徴取する必要があるが、徴取されていない。

カ スポーツ推進課

- ①指定管理者からの事業報告書について、「鹿嶋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条」等において「年度終了後30日以内に事業報告書を提出する」と定められているにもかかわらず、本件では60日以内に提出するものとして基本協定書を結んでいる。
- ②業務委託の契約書において、事業完了報告書の受領後に委託料の額を確定し通知すると定めているにもかかわらず、確定通知書を発出していない。
- ③指定管理における増額の変更協定において、変更協定書締結日(R6.12.27)より後に変更負担行為を起票(R7.3.31)している。変更の履行開始日以前に起票するべき。

以上、リスク高及びリスク中の個別指摘事項について述べたが、他の軽易な誤り等については、事務局を通して関係職員に注意し、改善を要望したので省略した。